

令和元年9月2日

金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

銀行法施行令等の一部を改正する政令（案）等に対する意見について

今般、銀行法施行令等の一部を改正する政令（案）等（令和元年7月31日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

◆大口信用供与等規制に関する銀行法施行令等の一部を改正する政令(案)等に対する意見

項番	該当箇所	項目	コメント
1	全般	-	今回の改訂は、バーゼル銀行監督委員会の規則文書(「大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組」、2014年4月15日公表)との整合性を図ることを意図したものととの理解でよいか。
1	Overall	-	Is it correct that the revisions aim to be consistent with the large exposure framework published by the Basel Committee on Banking Supervision on 15th April 2014 (Supervisory framework for measuring and controlling large exposures) ?
2	金融庁告示第五十一条第一条第一項第五号	受信者合算範囲(合算関連法人から除かれるもの)	「同一人自身の破綻によりそのものが連鎖的に破綻する見込がないことが明らかである者」については2014年10月17日のパブリックコメントの回答において、「同一人自身の信用不安時に適時に他者から資金調達等を行うことにより、財務上の問題又は連鎖破綻を回避できることが明らかなる者などが考えられます。なお、当該判断を行うにあたって当局に対する承認等の手続は不要です。」との考え方が示されているが、この考え方には変更がないとの理解でよいか。
3	施行規則第十四条第一項第一号	コールローンに関する事後承認制度	バーゼル銀行監督委員会の規則文書パラグラフ66には、「ストレス状況下では、銀行間市場の安定性を確保するため、監督当局は、銀行間エクスポージャーの上限の超過を事後的に許容する必要がある」との記載がある。 本邦においても、この記載の趣旨を踏まえた枠組み・運用についての検討をお願いしたい。
4	金融庁告示第五十一号第四条	デリバティブ取引に係るエクスポージャーの計測手法	現状、金融庁告示第51号第4条において、自己資本比率告示を参照したオフバランスのデリバティブ取引に関するエクスポージャーの計算手法が定められている。本件については2014年10月17日のパブリックコメントの回答において、「各行が自己資本比率を算出するにあたって採用する手法による算出が認められる」との考え方が示されている。引き続き、各行が、自己資本比率規制で選択した計測手法を用いることができるとの理解でよいか。
5	銀行法施行規則第十四条第六項	ルックスルー方式による信用の供与等の額の計上または算出の方法	受信合算対象者に含まれるファンドへの出資についても、銀行法施行規則第14条第6項にもとづき、ルックスルーのうえ、受信者合算の信用供与とせず、個別の資産に係る債務を負担する者その他実質的に当該間接的信用供与等を受けている者に対する信用の供与等とみなすことができるという理解でよいか。
6	銀行法施行規則第十四条第六項(ただし書き)	ルックスルー方式による信用の供与等の額の計上または算出の方法	個別資産ごとの信用の供与等の額が、基準自己資本の額の0.25%を下回る場合であっても、ルックスルーにより個別資産への信用の供与等の額としてもよいという理解でよいか。また、個別資産ごとの信用の供与等の額が、基準自己資本の額の0.25%を下回った場合に行うルックスルーの場合は、擬似同一人への信用の供与の加算不要という理解でよいか。
7	銀行法施行規則第十四条第六項(ただし書き)	ルックスルー方式による信用の供与等の額の計上または算出の方法	ルックスルーを適用するに際して、ファンドのキャピタルコールに関する既出資部分および未出資コミットメント部分については、以下のように取扱いも認められるという理解でよいか。 (オンバランス項目) 既出資部分を用いて、個々の裏付け資産に対する信用の供与を算出する、あるいは裏付け資産の特定が困難な場合は、擬似同一人に対する信用の供与として取り扱う。 (オフバランス項目) 未出資部分に関しては、未出資コミットメントが全額行使されることを前提に、未出資部分を用いて、個々の裏付け資産に対する信用の供与を算出する、あるいは裏付け資産の特定が困難な場合は、擬似同一人に対する信用の供与として取り扱う。

項番	該当箇所	項目	コメント
8	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-2-2-2 主な着眼点(1)	経済的な相互依存関係	大口信用供与規制そのものは銀行法、同政令・施行規則・告示において定められている内容であって、監督指針上の大口与信管理で定められる「経済的な相互依存が認められる者」への与信については、仮に大口与信管理において考慮した結果、信用供与の額がTier I 資本等の基準資本×25%を超える場合であっても、銀行法上の規制に直ちに抵触せず、限度額超過の申請は不要との理解で良いか。 【理由】 銀行法上の大口信用供与規制の限度超過申請は、法律の定めに基づき計算した結果としてTier I 資本等の基準資本×25%を超過した場合を対象としていると理解されるため。また、大口与信管理上、把握可能性の観点から一定の仮定を置いて推定計算する場合や保守的に計算する場合もあると考えられ、銀行法上の規制の対象と直ちにすることは法の趣旨に馴染まないと考えられるため。
9	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-2-2-2 主な着眼点(1)	経済的な相互依存関係	「当該与信先と経済的な相互依存関係が認められる者への信用の供与等の額」の把握・更新の頻度は、大口与信管理の運用上、債務者の信用状況を踏まえつつ、合理的に必要な範囲との理解で良いか。 【理由】 経済的な相互依存関係にある者への与信を一定の推定計算に基づき計算する場合でも、実務負荷が大きく、かつ、通常は短期間に大幅な変動が予想されないことから、大口与信管理の必要上の範囲で更新すれば趣旨は果たされると考えるため。
10	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-2-2-2 主な着眼点(1)	経済的な相互依存関係	「当該与信先と経済的な相互依存関係が認められる者への信用の供与等の額も『考慮』した大口与信管理」とは、与信先と経済的な相互依存関係を有する者への与信を厳密に特定し、それを当該与信先を合算して管理する方法以外にも、例えば、大口与信管理上、大口与信先の破綻時の他の与信先の波及影響を断片的なデータや外部データ等に基づき、一定の仮定や推定計算の下で分析・評価している場合も含まれ得るとの理解で良いか。 【理由】 大口与信管理の趣旨は、大口与信先の破綻が、経営に対して大きな影響を及ぼす可能性を評価することと理解されること、大口与信先と経済的な相互依存関係を有する者も含めた分析、評価の手法も、その趣旨を達成しうる限りにおいては画一的である必要はなく、また、その分析、評価の粒度や数値の厳密性も当該趣旨が達成しうる限りにおいて、一定の推定計算が許容されるべきと考えられるため。
11	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-2-2-2 主な着眼点(1)	経済的な相互依存関係	「経済的な相互依存関係が認められる者」の範囲については、実務上把握が困難又はデータの入手可能性に制約がある場合等においては、各銀行において、大口与信管理上、合理的に必要なと考えられる範囲で対応すればよいという理解で良いか。
12	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-2-2-2 主な着眼点(1)	経済的な相互依存関係	「経済的な相互依存関係が認められる者」に該当する対象先を特定する上で、大口与信管理上、合理的な基準を定め、それに基づき抽出、調査することも認められるとの理解でよいか。 【理由】 2014年の見直しで受信者合算範囲の判定基準に支配関係および経済的相互依存関係を織り込み、「関連法人」が追加されており、それ以外の経済的相互依存関係は重要なものに絞って調査しても、大口与信管理の趣旨は達成されると考えるため。
13	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-2-2-2 主な着眼点(1)	経済的な相互依存関係	「経済的な相互依存関係が認められる者」を特定する上で、「与信の一部」や「製品等の大部分」等の曖昧な記載部分に関しては、各行の実務に照らして判断するとの理解でよいか。
14	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-2-2-2 主な着眼点(1)	経済的な相互依存関係	「複数の者が資金調達を同一の資金提供者に依存しており、当該資金提供者がデフォルトすれば、いずれの者も別の資金提供者を見つけないことができない場合」という文言内の「資金提供者」は銀行(または金融機関)を含まないとの理解で良いか。 【理由】 間接金融は依然として日本の金融市場の中心であり、銀行(または金融機関)への依存度に基づき判断した場合、受信者グループが過度に広範になる惧れがあるため。
15	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-2-2-2 主な着眼点(1)	経済的な相互依存関係	「経済的な相互依存関係が認められる者」が「財務上の問題あるいは連鎖的なデフォルトを回避できるといえる場合」には、金融庁告示第51号第1条第1項で定められている「合算関連法人等から除かれる者」の上場企業、他の法人等の子会社又は連結子会社、受信者の破綻によりその者が連鎖的に破綻する見込みがないことが明らかである者が含まれるとの理解で良いか。
16	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-2-2-2 主な着眼点(8)	追加的リスク	追加的リスクの合算管理にあたって、実務上把握が困難又はデータの入手可能性に制約がある場合等においては、各銀行において、大口与信管理上、合理的に必要なと考えられる範囲で対応すればよいという理解で良いか。

項番	該当箇所	項目	コメント
17	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-2-3-2-2-2 主な着眼点 (8)	追加的リスク	追加的リスクの合算管理の検討にあたって、検討範囲に合理的な閾値・基準(例えばファンドや証券化商品等への単体与信がTier1資本の5%、エクスポージャー額がTier1資本の0.25%以下のストラクチャーや非遡及型(ノンリコース)証券化商品等を対象外、等)を設け、それに基づき抽出、調査することも認められるとの理解でよいか。 【理由】 悉皆的な調査・検討は実務負担が極めて大きく、大口与信管理の趣旨が果たされる限りにおいては、検討にあたっての合理的な閾値を設定しても、弊害は少ないと考えられるため。
18	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-2-3-2-2-2 主な着眼点 (8)	追加的リスク	必ず追加的なリスク・ファクターとしての管理を要するわけではないものの例として、ファンドの運用資産の分別管理等、いくつかの例があげられている。ただし、あくまでも例示であり、記載されている内容以外でも、ストラクチャー等の実態等を踏まえて連鎖的な倒産懸念が無いと判断できるものについては、追加的なリスク・ファクターとしての管理は不要として問題ないか。

以上